

令和 7 年 3 月 9 日執行
北広島町議会議員一般選挙

候補者のしおり

北広島町選挙管理委員会

北広島町有田 1234 番地

電話：0826-72-2111

はじめに

このしおりは、令和7年3月9日執行の北広島町議会議員一般選挙に立候補される方の参考として作成したものです。

主として立候補の届出、立候補に伴う各種の届出についての手続、交付する諸物品、選挙運動等について、特に注意していただく事項について説明したものです。

したがって、このしおりに書いたものがすべてではなく、特に選挙運動については、これ以外にも禁止事項がありますので、公職選挙法その他の関係法令を十分参照してください。

なお、各種届出、申請、法令の解釈について疑問等が生じた場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和7年1月22日

北 広 島 町 選 挙 管 理 委 員 会

※凡例

法令名については、次のように略称しています。

○公職選挙法	法
○公職選挙法施行令	令
○公職選挙法施行規則	規則
○政治資金規正法	政規法
○公職選挙郵便規則	郵規
○北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例	条例
○北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する規程	公規
○北広島町公職選挙執行規程	規程

目 次

第 1	総括的事項	1
1	選挙の主要日程	1
2	選挙に関する届出等の時間等	2
(1)	届出の時間	2
(2)	届出の日	2
第 2	候補者となるためには	3
1	候補者としての資格	3
1	被選挙権があること	3
2	重複立候補の禁止	3
3	連座制の適用による立候補制限	3
4	選挙事務関係者及び公務員の立候補制限	3
2	立候補届出の手續	4
1	届出の方法	4
2	届出に必要な書類	4
3	届出日・時間・場所	7
4	届出書の受付	7
5	立候補の届出と同時にお渡しする諸物品等	8
6	届出書類等の事前審査	9
7	立候補の辞退	9
3	候補者となつてからの届出	10
1	選挙事務所の設置届	10
2	選挙事務所の異動届	10
3	出納責任者の選任届	10
4	出納責任者の異動届	11
5	選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の使用届	11
6	選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の異動届	12
7	個人演説会の開催申出	12
8	選挙立会人届	12
9	公費負担（契約届出書）	13
10	公費負担（確認申請書）	13

11	公費負担（使用/作成証明書）	13
12	公費負担（請求書）	14
13	選挙運動用通常葉書の使用	14
14	選挙運動用ビラの頒布	14
15	新聞広告の掲載申込	14
16	選挙運動費用の収支報告書	15
第 3	選挙運動	16
1	選挙運動のできる期間	16
2	事前運動の禁止と立候補の準備行為	16
3	選挙運動を禁止される者	16
4	休憩所等の禁止	17
5	戸別訪問の禁止	17
6	署名運動の禁止	17
7	人気投票の公表の禁止	17
8	飲食物の提供の禁止	17
9	氣勢を張る行為の禁止	17
10	連呼行為の禁止	18
11	選挙運動に使用する自動車	18
12	拡声機	21
13	選挙運動用通常葉書	21
14	選挙運動用ビラ	22
15	インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布	23
16	文書図画の掲示	23
17	選挙運動用ポスター（5 号ポスター）	24
18	新聞広告	25
19	個人演説会	25
20	街頭演説	26
21	脱法文書の頒布又は掲示の禁止	27
22	選挙運動放送の制限	27
23	文書図画の撤去	27
24	選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	27
	（参考）政治活動用ポスターの掲示の制限	27

第 4	選挙後の問題	28
1	当選人	28
2	供託物の返還	28
3	選挙期日後の挨拶行為の制限	28
第 5	寄附の禁止	29
1	公職の候補者等の寄附の禁止	29
2	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	29
3	公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	29
4	後援団体に関する寄附等の禁止	29
5	特定の寄附の禁止	30
6	特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止	30
第 6	選挙運動に関する費用	31
1	支出金額の制限額	31
2	出納責任者の職務	31
3	支出限度額の決定	32
4	会計帳簿の整備	32
5	会計帳簿の記載要領	32
6	収支報告書の記載及び提出	34
7	収支報告書の添付書類	35
8	選挙運動費用に算入されないもの	35
9	実費弁償、報酬	35
10	帳簿及び書類の保存	36
参考 1	選挙運動用ポスターの印刷上の留意点	37

第 1 総括的事項

1 選挙の主要日程

月 日	事 項
2 月 25 日 (火) ～	選挙運動用自動車の事前書面審査 山県警察署又は千代田交番
2 月 25 日 (火) 26 日 (水)	1 立候補届出関係書類事前審査 北広島町役場 4 階委員会室 午前 9 時～12 時 午後 1 時 30 分～5 時
3 月 3 日 (月)	2 選挙人名簿登録基準日及び登録日
3 月 4 日 (火)	3 選挙期日告示日 (1) 立候補届出受付開始 役場 2 階会議室 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (2) 選挙事務所設置届の受理開始 (3) 出納責任者選任届の受理開始 (4) 選挙立会人選任届の受理開始 (5) 選挙運動用ポスターのポスター掲示場への掲示開始 (6) 公営施設使用の個人演説会開催申出書の届出の受理開始 (開催日前 2 日までに届出) (7) 選挙運動用ビラの届出等の受理開始 (8) 報酬を受けることができる選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の届出の受理開始 (9) 公費負担制度に基づく契約届出書の受付開始 4 立候補届出(辞退)期限 午後 5 時まで 候補者の辞退もこの後はできません。 5 記載台に掲示及び投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじの実施 役場 2 階会議室 午後 5 時 30 分～
3 月 5 日 (水) ～8 日 (土)	6 期日前投票・不在者投票 役場 2 階会議室・各支所 午前 8 時 30 分～午後 8 時
3 月 6 日 (木)	7 選挙立会人届出期限 (選挙期日前 3 日まで) 午後 5 時まで 8 選挙立会人のくじ 役場 2 階会議室 午後 5 時 30 分～
3 月 7 日 (金)	9 補充立候補届出期限 3 月 4 日 (告示日) に届出のあった候補者の数が定数を超える場合において、その後当該候補者が、3 月 4 日以後 3 月 7 日までに死亡し又は候補者を辞したとみなされた候補者があるときは 3 月 7 日の午後 5 時まで補充立候補届出の受付を行います。 場所 選管事務局 選挙期日前 2 日まで

月 日	事 項
3 月 9 日（日）	10 投票日 町内 34 投票所 午前 7 時～午後 6 時
	11 開票及び選挙会 北広島町まちづくりセンター 午後 8 時～
	12 当選人の告示
3 月 10 日（月）	13 当選証書の附与 北広島町役場 4 階委員会室 午前 11 時 30 分～
3 月 24 日（月）	14 選挙運動費用収支報告書（第 1 回）提出期限 選挙期日後 15 日まで
3 月 24 日（月）	15 供託物返還・没収開始（争訟提起期間(14 日以内)経過後）

2 選挙に関する届出等の時間等

（１） 届出の時間

選挙に関する届出等については、すべて午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならないことになっており、午後 5 時を過ぎると受け付けられませんので、期日の指定がある届出等には注意してください（法 270）。

（２） 届出の日

選挙管理委員会は、選挙の期間中、土曜日・日曜日及び祝日でも、上記の時間中執務しています。

このため、選挙に関する届出については、行政機関の休日に関する法律第 2 条本文（期限の特例）及び地方自治法第 4 条の 2 第 4 項本文（期限の特例）の規定の適用はありませんので、注意してください（法 270 の 3）。

第 2 候補者となるためには

1 候補者としての資格

項 目	説 明
1 被選挙権がある こと	(1) 被選挙権がある者とは、引き続き 3 か月以上北広島町の区域内に住所を有する日本国民で、年齢満 25 年以上であるとともに、次の欠格事項に該当しない者でなければなりません（法 10、11、11 の 2、政規法 28）。 ◆ 欠格事項 ◆ ① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） ③ 公職にある間に犯した収賄罪又はあつせん利得罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 10 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者 ④ 選挙等の犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者及び法第 252 条の規定により被選挙権停止中の者 ⑤ 政治資金規正法違反によって禁錮刑に処せられた者はその刑の期間及びその後 5 年間、罰金刑に処せられた者は 5 年間、これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その執行猶予期間、選挙権及び被選挙権を有しません（政規法 28）。 (2) 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過したものは、当該 5 年を経過した日から 5 年間、被選挙権を有しません（法 11 の 2）。 (3) 公職の候補者等と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたときは、連座裁判の確定等の時から 5 年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができません（法 86 の 8②）。
2 重複立候補の禁止	一の選挙で候補者となった者は、同時に他の選挙の候補者となることはできません（法 87）。
3 連座制の適用による立候補制限	連座制の適用を受けた者は、その裁判の確定等の日から 5 年間、対象となった選挙と同じ選挙の同じ選挙区で候補者となることはできません（法 251 の 2、251 の 3）。

4 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限	(1) 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で候補者となることはできません（法 88）。 (2) 国又は地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き現職のまま立候補することはできません。もしこれらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員を辞したものとみなされます（法 89、90）。
----------------------	--

2 立候補届出の手續

項 目	説 明
1 届出の方法	次の二つの方法があります（法 86 の 4）。 1 候補者となろうとする本人が届け出る場合・・・本人届出 2 他人を候補者にしようとする者が届け出る場合・・・推薦届出 推薦届出ができる者は、北広島町の選挙人名簿に登録されている者に限ります。 いずれの届出も 3 月 4 日（告示の日）の午後 5 時までに郵便によることなく、直接、文書で選挙長に届け出なければなりません。
2 届出に必要な書類	本人届出の場合 1 北広島町議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）（法 86 の 4①） (1) 候補者欄 ①「氏名」は戸籍名のとおりに記載してください。ただし、対応する常用漢字があるときは、常用漢字で記載してください。〔例：藏→蔵、學→学〕 氏名欄に通称、かな書を記載し、本名を併記することはできません。 ②「ふりがな」はひらがなで記載してください。 (2) 性別欄 男女の別を記載してください。 (3) 本籍欄 戸籍謄（抄）本に記載のとおり、都道府県名から記載してください。数字は 1、2、3・・・の算用数字を記載してください。 (4) 住所欄 住民票に記載のとおり、都道府県名から記載してください。数字は 1、2、3・・・の算用数字を使用してください。 (5) 生年月日欄 元号（明治、大正、昭和、平成）から記載してください。年齢は選挙期日（3 月 9 日）現在の満年齢を記載してください。

項 目	説 明
2 届出に必要な書類（続き）	(6) 党派欄 ①所属党派証明書を有する者は、政党等名を記載してください。 ②政党等に所属していない者は「無所属」と記載してください。 (7) 職業欄 ①主として生計をたてている職業を詳細に記載してください。 ②兼職禁止の職にある者は、その職名を記載してください。 ③北広島町と請負関係にある者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の主要な役員であるときは、その旨を職業欄に記載してください。 (8) 一のウェブサイト等のアドレス欄 選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。 (9) 枠外及び押印欄 ①届出年月日は、令和 7 年 3 月 4 日を記載してください。 ②候補者欄に記載した氏名を記載してください。 ③氏名記載の㊟の箇所へ押印してください。 （自署の場合は、押印を省略できます） ④訂正又は抹消した部分に押印してください。 2 供託（証明）書（法 92） (1) 現金 15 万円又はその額面の国債証書を、候補者となろうとする者の名義で法務局に供託することが必要です。 (2) 供託（証明）書は、供託した法務局で交付されます。 (3) 供託は告示前でもできます。 (4) 供託は、供託事務を取り扱う法務局で行ってください。 広島法務局 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 3 宣誓書（法 86 の 4④） 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 4 所属党派証明書（法 86 の 4④） 候補者となる者について所属党派が発行する証明書です。この証明書の発行権者は各政党において、それぞれ定められているので、あらかじめ支部、委員会、本部等に照会して間違いのないようにしてください。 無所属として立候補する場合は不要です。

項 目	説 明
2 届出に必要な書類 (続き)	5 戸籍謄本又は抄本 (令 89②) 1 通 なるべく直近のものを用意してください。 6 通称認定申請書 (通称を使用しようとする場合) (令 89⑤) (1) 通称とは、戸籍名 (本名) 以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。 (2) 立候補届出と同時に申請し、認定されると「立候補届出の告示」、「新聞広告」、「投票所 (期日前・不在者投票所を含む) 内の氏名等の掲示」「投票用紙に印刷する氏名」について、通称を記載することになります。 (3) 申請に際しては選挙長に対し、使用しようとする通称が本名 (戸籍名) に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料 (郵便物、名刺、著書等) を提示しなければなりません。 (4) 戸籍名 (本名) の漢字を平仮名、片仮名にする場合も通称として扱われます。ただし、この場合は (3) の資料を提示する必要はありません。 (5) 通称の使用を予定されている場合は、事前に資料等を選挙管理委員会に提示のうえ、ご相談ください。
	推薦届出の場合
	1 北広島町議会議員一般選挙候補者届出書 (推薦届出) (法 86 の 4②) 記載要領は本人届出の場合と大体同じです。 2 候補者推薦届出承諾書 (令 89②) 候補者として推薦届出をされることを承諾する文書です。 3 選挙人名簿登録証明書 (令 89②) 推薦届出者が、本町の選挙人名簿に登録されていることを証明する文書であり、推薦届出者全員について必要です。 なお、証明書は選挙管理委員会が発行しますので、事前に用意しておいてください。 4 供託 (証明) 書 (法 92) 供託金額等は本人届の場合と同じですが、推薦届出者名義 (数人が連名で推薦届出をする場合は、その中の 1 人だけの名義) で供託してください。 5 宣誓書 (法 86 の 4④)

項 目	説 明
2 届出に必要な書類（続き）	6 所属党派証明書（法 86 条の 4④） 無所属として立候補する場合は不要です。 7 戸籍謄本又は抄本（候補者となる者のもの）（令 89②） 1 通 なるべく直近のものを用意してください。 8 通称認定申請書（令 89⑤）
3 届出日・時間・場所	1 届出日 3 月 4 日（告示日）1 日限り 2 届出時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（法 86 の 4, 270） 3 届出場所 北広島町役場 2 階 201～203 会議室 10 時以降は 2 階総務課（選挙管理委員会事務局） ※郵便によることなく、文書で選挙長に届出なければなりません。
4 届出書の受付	1 受付方法 3 月 4 日（告示日）の午前 8 時 30 分までに受付に到着した者が 2 人以上あるときはくじで受付順序を決定し、午前 8 時 30 分を過ぎて受付に到着した者は到着順に受け付けます。 なお、受付開始後に 2 人以上の者が同時に到着したときも同様にくじを行います。 (1) まず受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行います。（受付簿に記載した順序による） (2) (1)によって定まった順序により、受付順序を定めるくじを引いていただきます。 (3) (2)によって定まった順序により立候補届出の受付を行います。 ※届出書類に不備がある場合は受付が最後になることがありますので、立候補届出書類等の事前審査を受けておいてください。 2 届出書の提出方法 本人又は代理の方が、郵送によることなく文書で選挙長に届出なければなりません。 届出書を提出するときは、印鑑を持参してください。書類の訂正の際に必要です。自署する場合は不要です、 ① 立候補届に押印した印鑑（推薦届出の場合は推薦届出に押印した印鑑） ② 届出書を持参する者の印鑑

項 目	説 明																																							
5 立候補の届出と 同時にお渡しする 諸物品等	1 立候補届出をされたときに、次の物品等を交付します。 交付物品受領書と確認してください。																																							
	<table><tr><th></th><th>交 付 物 品</th><th>数量</th></tr><tr><td>1</td><td>選挙運動用自動車表示板</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>2</td><td>選挙運動用拡声機表示板</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>3</td><td>街頭演説用標旗</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>4</td><td>乗車用腕章</td><td>4 枚</td></tr><tr><td>5</td><td>街頭演説用（選挙運動員）腕章</td><td>11 枚</td></tr><tr><td>6</td><td>選挙運動用通常葉書使用証明書</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>7</td><td>選挙運動用通常葉書差出票</td><td>8 枚</td></tr><tr><td>8</td><td>新聞広告掲載証明書</td><td>2 枚</td></tr><tr><td>9</td><td>選挙運動費用の支出金額の制限額について（通知）</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>10</td><td>ポスター掲示場にポスターを掲示することのできる 区画の指定について（通知）</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>11</td><td>認定書（通称認定のみ）</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>12</td><td>候補者用（明るい選挙）胸章（白ばら）</td><td>1 個</td></tr></table>		交 付 物 品	数量	1	選挙運動用自動車表示板	1 枚	2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚	3	街頭演説用標旗	1 枚	4	乗車用腕章	4 枚	5	街頭演説用（選挙運動員）腕章	11 枚	6	選挙運動用通常葉書使用証明書	1 枚	7	選挙運動用通常葉書差出票	8 枚	8	新聞広告掲載証明書	2 枚	9	選挙運動費用の支出金額の制限額について（通知）	1 枚	10	ポスター掲示場にポスターを掲示することのできる 区画の指定について（通知）	1 枚	11	認定書（通称認定のみ）	1 枚	12	候補者用（明るい選挙）胸章（白ばら）	1 個
		交 付 物 品	数量																																					
	1	選挙運動用自動車表示板	1 枚																																					
	2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚																																					
	3	街頭演説用標旗	1 枚																																					
	4	乗車用腕章	4 枚																																					
	5	街頭演説用（選挙運動員）腕章	11 枚																																					
	6	選挙運動用通常葉書使用証明書	1 枚																																					
	7	選挙運動用通常葉書差出票	8 枚																																					
	8	新聞広告掲載証明書	2 枚																																					
	9	選挙運動費用の支出金額の制限額について（通知）	1 枚																																					
	10	ポスター掲示場にポスターを掲示することのできる 区画の指定について（通知）	1 枚																																					
	11	認定書（通称認定のみ）	1 枚																																					
	12	候補者用（明るい選挙）胸章（白ばら）	1 個																																					
注 1 交付物品の受領の際、受領者の署名又は押印をしていただきます。																																								
注 2 候補者の名前は入れておりません。																																								
注 3 交付物品等の再交付について 交付物品、証明書類を紛失した場合、原則として再交付しません。ただし、自動車及び拡声機の表示板、街頭演説用標旗並びに乗車用及び選挙運動従事者用腕章を紛失し又は破損したため再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて再交付申請書を申請してください（規程 7）。 なお、紛失した場合は、紛失届を警察署に提出してください。																																								
注 4 立候補予定者説明会で交付するもの ①立候補者届出関係諸様式・記載例 ②ポスター掲示場設置場所一覧表・地図 ③公営の個人演説会開催指定施設一覧表 ④投票所一覧表																																								

項 目	説 明
6 届出書類等の事前審査	1 立候補に関する届出書及び添付書類は、告示前に必ず事前審査を受けてください。 (1)期間 2 月 25 日(火)・26 日(水) (予備日 27 日(木)) (2)時間 午前 9 時～午後 12 時 午後 1 時 30 分～午後 5 時 (3)場所 北広島町役場 4 階委員会室 2 届出事項に変更があったときは、その都度、直ちに届け出てください。 ※事前審査日程希望調査表を 2 月 4 日(火)までに提出してください。調整後、日程を通知します。
7 立候補の辞退 (法 86 の 4⑩)	1 立候補を辞退できるのは、候補者本人に限られ、推薦届出人が辞退届をすることはできません。 2 辞退できるのは 3 月 4 日 (選挙期日の告示の日) 午後 5 時までです。 3 辞退届は文書をもって選挙長に届け出なければなりません。

3 候補者となつてからの届出

項 目	あて先	届出の期限	届出等に必要な書類
	説 明		
1 選挙事務所の設置届	選挙管理委員会	設置後直ちに	・選挙事務所設置届
	1 設置できる選挙事務所の数は、候補者 1 人について 1 箇所です（法 131）。 2 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます（法 130）。 ①推薦届出者が設置するときは候補者の承諾書を添付すること。 ②推薦届出者が数人あるときは推薦届出代表者証明書を添付すること。 3 設置したときは、直ちに選管に届け出なければなりません（法 130）。 4 選挙事務所は選挙の当日でも設置しておくことができますが、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル（直線距離）以外の区域に限られます（法 132）。当日、300m の区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりません。 ※事前審査時に確認します。		
2 選挙事務所の異動届	選挙管理委員会	異動のつど直ちに	・選挙事務所異動届
	1 異動したときは直ちに選管に届け出なければなりません（法 130）。 2 選挙事務所は、1 日につき 1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません（法 131）。 ①推薦届出者が届け出るときは候補者の承諾書を添付すること。 ②推薦届出者が数人あるときは推薦届出代表者証明書を添付すること。		
3 出納責任者の選任届	選挙管理委員会	選任後直ちに	・出納責任者選任届
	1 選任の方法（法 180） (1) 候補者が出納責任者を選任する方法 (2) 候補者が自ら出納責任者となる方法 (3) 候補者の承諾を得て推薦届出者が出納責任者を選任する方法 (4) 候補者の承諾を得て推薦届出者が自ら出納責任者となる方法 2 出納責任者を選任したときは、直ちに選管に届け出なければなりません。なお、郵便で届出書を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合は日本郵便(株)に託したときをもって届出があったものとみなされます（法 183 の 2）。 ①推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾を添付すること。 ②推薦届出者が数人あるときは推薦届出代表者証明書を添付すること。		

項 目	あて先	届出の期限	届出等に必要書類
	説 明		
3 出納責任者の選任届（続き）	3 出納責任者の選任届が提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切できません（法 184）。		
4 出納責任者の異動届	選挙管理委員会	異動後直ちに	・ 出納責任者異動届
	1 出納責任者を異動選任したときは、直ちに選管に届け出なければなりません。なお、郵便で届出書を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください（法 182、183 の 2）。 ①推薦届出者が出納責任者を異動選任したときは、候補者の承諾書を添付すること。 ②推薦届出者が数人あるときは推薦届出代表者証明書を添付すること。 2 選任者は文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。選任者が推薦届出者である場合の解任は候補者の承諾が必要です。また、出納責任者も、候補者及び選任者に文書で通知することにより出納責任者を辞任することができます（法 181）。 解任又は辞任による異動についても、前記と同様にしてください。（法 182） ①解任又は辞任の通知のあったことを証する書面を添付すること。 ②辞任又は解任があった場合は、引継書を作成し、引継ぎをする者及び受ける者双方で、署名押印しなければならない（法 190）。 3 出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、選任者が代わってその職務を行います。この場合は直ちに職務代行開始届を提出しなければなりません（法 183）。		
5 選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の使用届	選挙管理委員会	事務員等を使用する前に	・ 届出書
	1 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する「事務員」、専ら選挙運動のために使用される自動車上における選挙運動のために使用する者「車上等運動員」及び専ら手話通訳のために使用する者「手話通訳者」）は、使用する前に選管に届け出た者に限り実費弁償のほか報酬を支給することができます。（法 197 の 2、令 129） 事務員：1 日につき 10,000 円以内 車上等運動員・手話通訳者：1 日につき 15,000 円以内 ※ 1 日にこの額を超えて支給することはできません。 労務者：基本日額 10,000 円以内（超過勤務手当は基本日額の 5 割以内）		

項 目	あて先	届出の期限	届出等に必要書類
	説 明		
5 選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の使用届（続き）	2 届け出ることができる事務員、車上等運動員及び手話通訳者の数は、3月4日（選挙期日の告示の日）から3月8日（選挙期日の前日）までの期間、1日当たり次に掲げる員数以内です。 ただし、この期間を通じてこの員数の5倍を超えない員数、すなわち（ ）内の員数まで異なる者を届け出ることができます（法197の2、令129）。 員数（延員数）・・・7人（35人） 3 事務員及び車上等運動員となる者は、選挙運動のできる者でなくてはなりません。例えば、年齢満18年未満の者は選挙運動ができません（法135～137の3）。 4 郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください（令129⑨）。		
6 選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者の異動届	選挙管理委員会	事務員等を異動する前に	・届出書
	1 事務員等を異動する前に届け出てください（法197の2、令129）。 2 前記5の2の員数の範囲内で、異なる者を届け出ることができます。 3 郵便で差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください（令129⑨）。		
7 個人演説会の開催申出	選挙管理委員会	開催日前2日まで	・個人演説会開催申出書
	1 公営施設を使用する個人演説会の開催申出は、開催日前2日（前々日）まで（3月6日に使用する場合3月4日まで）に選管に届け出てください（法163、令112）。 3 詳細については、「第3選挙運動 19個人演説会」（25-26ページ）を参照してください。		
8 選挙立会人届	選挙長（選挙管理委員会事務局）	選挙期日前3日午後5時までに	・選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書
	1 候補者は、本町の選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を届け出ることができます。（法76） ※届出のできる者は候補者のみで推薦届出者の届出はできません。 2 届出をする場合には、選挙期日前3日（3月6日）の午後5時までに、文書により行わなければなりません。この際、選挙立会人となるべき者が承諾をした旨を証する書面を添付しなければなりません（令82）。 3 届出のあった立会人が、次の事項に該当するときは、くじを行います。（法76）		

項 目	あて先	届出の期限	届出等に必要な書類
	説 明		
8 選挙立会人届 (続き)	(1) 届出のあった者が 10 人を超えるとき (2) 同一政党に属する候補者からの届出が 3 人以上あるとき 4 くじは選挙長が、3 月 6 日午後 5 時 30 分から北広島町役場において行います。 ※くじには候補者又は代理人が立ち会うことができます。 5 選挙立会人は開票立会人を兼ねる (開票事務と選挙会事務を合同で行う場合) こととなります (法 79)。		
9 公費負担 (契約届出書)	選挙管理委員会	告示日以降 (契約締結後直ちに)	契約届出書 (添付書類 契約書の写し)
	1 公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、告示日以降その旨を届け出てください (条例 3, 7, 10) (公規 2)。 2 契約届出書は、契約者ごとに作成してください。 3 選挙運動期間前でも契約を締結し、業務を実施することができます。ただし、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の対象となるのは、選挙運動期間中の業務に限られます。 4 契約に変更が生じた場合も同様に届出を行ってください。 5 詳細については、「第 3 選挙運動 11 選挙運動に使用する自動車 8 公費負担」(20-21 ページ)、「同 14 選挙運動用ビラ 8 公費負担」(22 ページ)、「同 17 選挙運動用ポスター (5 号ポスター) 6 公費負担」(25 ページ) をそれぞれ参照してください。以下、公費負担に関する手続きは、同様のページを参照してください。		
10 公費負担 (確認申請書)	選挙管理委員会	選挙期日後直ちに	確認申請書
	1 公費負担に係る契約のうち、金額や数量を選挙管理委員会が確認する必要がある下記 3 項目は、確認申請書を提出してください。 (1) 選挙運動用自動車の燃料代 (条例 4) (公規 3) (2) 選挙運動用ビラの作成 (条例 8) (公規 3) (3) 選挙運動用ポスターの作成 (条例 11) (公規 3) 2 確認申請書は、契約者ごとに作成してください。 3 申請に基づき、選挙管理委員会が確認書を交付します。公費負担の金額又は数量は、確認書に記載された範囲に限られます。 4 交付された確認書は、直ちに契約者に提出してください。		
11 公費負担 (使用 / 作成証明書)	契約業者等	選挙期日後直ちに	使用証明書 ビラ/ポスター作成証明書
	1 契約届出書を提出した候補者は、契約者ごとに「使用 (作成) 証明書」を作成し、契約者に交付 (1 部) してください (公規 5)。		

項 目	あて先	届出の期限	届出等に必要な書類
	説 明		
12 公費負担(請求書)	契約業者から 選挙管理委員会	選挙期日後直ちに	・請求書 ・確認書 ・使用証明書 ・ビラ/ポスター作成証明書 ・ビラ/ポスターの見本 ・給油伝票の写し(給油契約)
	1 公費負担の対象となる費用は、業者から町への請求に基づき直接指定口座に支払われます。 2 公費負担制度について、選挙管理委員会から業者等への説明は行いませんので候補者から説明をお願いします。		
13 選挙運動用 通常葉書の使用	日本郵便(株)千代 田郵便局	選挙期日の前日まで	・候補者用通常葉書使用証明書
	1 立候補届出受理後、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便(株)千代田郵便局に提示して、候補者 1 人につき 800 枚まで無料で交付を受けることができます(法 142)。 2 詳細については、「第 3 選挙運動 13 選挙運動用通常葉書」(21 ページ)を参照してください。		
14 選挙運動用 ビラの頒布	選挙管理委員会	選挙期日の前日まで	・選挙運動用ビラの届出書(添付書類 ビラ) ・選挙運動用ビラの証紙交付申請書
	1 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、選管に届け出た 2 種類以内で 1,600 枚です。(法 142)。 2 詳細については、「第 3 選挙運動 14 選挙運動用ビラ」(22 ページ)を参照してください。		
15 新聞広告の 掲載申込	広告を掲載しようとする新聞社	記載できる日は選挙期日の前日まで	・新聞広告掲載証明書
	1 候補者は、選挙運動期間中、いずれかの新聞に有料で 2 回新聞広告を掲載できます(法 149)。 2 広告の掲載を希望する新聞社に、選挙長が立候補者の届出受理後に交付する「新聞広告掲載証明書」を提出して申し込んでください。(規則 20) 3 詳細については、「第 3 選挙運動 18 新聞広告」(25 ページ)を参照してください。		

16 選挙運動費用の収支報告書	選挙管理委員会	選挙期日から 15 日以内	・選挙運動費用収支報告書 ・領収書, その他の支出を証すべき書面の写し ・領収書を徴し難い事情があった支出の明細書 ・振込明細に係る支出目的書
	1 出納責任者は、候補者の選挙運動に関する収支報告書を、選挙期日から 15 日以内（3 月 24 日まで）に選管に提出してください（法 189）。 2 報告書は、立候補届出関係諸様式の用紙を用いてください。 3 報告書には、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」又は支出の目的を記載した書面「振込目的に係る支出目的書」並びに金融機関が作成した振込みの明細書の写し）を添付しなければなりません（法 189）。 4 上記の報告後に収支があったときは、収支があった日から 7 日以内に報告してください（法 189）。 5 選挙運動の費用、備えるべき会計帳簿及び収支報告書の記載要領等は、「第 6 選挙運動に関する費用」（31 ページ以降）を参照してください。		

第 3 選挙運動

項 目	説 明
1 選挙運動のできる期間	立候補の届出後から選挙の期日の前日（3 月 8 日）まで(法 129)
2 事前運動の禁止と選挙運動の準備	1 立候補届出前に行う選挙運動は、いわゆる事前運動としてすべて禁止されています。 2 立候補の準備行為として認められるものは、概ね次のようなものです。 (1) 政党等の公認を求める行為 (2) 選挙事務所の借入れの内交渉 (3) 出納責任者、選挙運動員等の就任の内交渉 (4) 事務員等労務員雇用の内交渉 (5) 演説会の弁士依頼の内交渉 (6) 演説会場借入れの内交渉（公営施設以外） (7) 選挙運動用通常葉書の推薦文案依頼の内交渉 (8) 自動車、拡声機借入の内交渉 (9) 立札、看板、ポスター等の作成 (10) 供託の手続 (11) 選挙運動資金の調達 (12) 各種届出書の記入 ①立候補準備行為であっても、これの行為があわせて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動の禁止規定に抵触します。 ②演説会場のうち、公営施設については事前に借入れ交渉はできません。
3 選挙運動を禁止される者	1 投票管理者・開票管理者・選挙長は、在職中その関係区域内で選挙運動をすることができません（法 135）。 2 選挙管理委員会の委員及び職員・裁判官・検察官・会計検査官・公安委員会の委員・警察官・収税官吏及び徴税の吏員は、在職中選挙運動をすることができません（法 136）。 3 国又は地方公共団体の公務員等がその地位を利用して選挙運動をすることができません(法 136 の 2)。 4 教育者（学校教育法に規定する学校及び修学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定するよう補連携型認定こども園の長及び教員）が教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 137）。 5 年齢満 18 年未満の者を使用して選挙運動をすることはできません（法 137 の 2）。 ※未成年者を選挙運動のための労務に使用することは可能 6 選挙犯罪又は政治資金規制法違反により選挙権、被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができません（法 137 の 3）。 7 国家公務員・地方公務員・教育公務員等は、公職選挙法以外のそれぞれの法律により選挙運動が原則として禁止されています。

項 目	説 明
4 休憩所等の禁止	休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることはできません(法 133)。
5 戸別訪問の禁止	1 何人も、選挙に関し、投票を得るため若しくは得させ又は得させない目的をもって、戸別訪問をすることはできません(法 138)。 ①個々面接 街頭やバス・電車の中でたまたま出会った知人等に投票を依頼する行為は個々面接として認められます。 ②電話 電話による選挙運動は自由にできます。 2 いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについての告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、前記の禁止に該当するものとみなされます。
6 署名運動の禁止	何人も、選挙に関し、投票を得るため若しくは得させ又は得させない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません(法 138 の 2)。
7 人気投票の公表の禁止	何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません(法 138 の 3)。
8 飲食物の提供の禁止	1 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することはできません(法 139)。 2 ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が選挙事務所において食事をするため(又は携行するため)の弁当は、1 食につき 1,000 円、1 日 3,000 円の範囲内で、かつ選挙運動期間中、15 人分(45 食分)に告示日から投票日の前日までの日数(5 日)を乗じて得た数(225 食)を、総数の限度として選挙運動期間中に提供することができます(法 139 但書、197 の 2、令 129)。 ①飲食物とは、通常何ら加工を要せず、そのまま飲食に供し得るものをいう。例えば、料理・弁当・酒・ビール・ジュース・果物・菓子等を指しています。 ②選挙運動のために使用する労務者に対し、弁当を提供したときは、報酬から弁当の実費に相当する額を差し引かなければなりません。 ③陣中見舞として酒を贈ることは、飲食物の提供に当たるので禁止されています。
9 氣勢を張る行為の禁止	何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往來したり、サイレンを吹き鳴らす等、氣勢を張る行為をすることは禁じられています(法 140)。

項 目	説 明
10 連呼行為の禁止	1 何人も、次の場合以外は、選挙運動のため、連呼行為をすることができません（法 140 の 2）。 (1) 個人演説会場及び街頭演説（演説も含む。）の場所においてする場合 (2) 午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動用自動車の上においてする場合（流し連呼） ※連呼行為とは、短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称すること。 2 何人も、次の場所では法 161 条（公営施設使用の個人演説会）の規定による個人演説会を開催する場合を除いて、選挙運動のため、演説及び連呼行為をすることはできません（法 166）。 (1) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。） (2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内 (3) 病院、診療所その他の療養施設 3 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません（法 140 の 2 ②）。
11 選挙運動に使用する自動車	1 主として選挙運動のために使用することができるものは、自動車 1 台に限ります（法 141）。 2 選挙運動用自動車には、その構造上宣伝を主たる目的としたもの（いわゆる宣伝カーや同程度に改造されたもの）は、使用できません（法 141）。 3 自動車を使用する場合は、立候補届出の際、選管が交付する「表示板」を、自動車の冷却器の前面に、外部から見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければなりません（法 141）。 4 使用できる自動車は、次のとおりです（法 141⑥、令 109 の 3）。 (1) 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車（ワゴン型、バン型の自動車で貨物用と表示されたもの） ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの（いわゆるオープンカー、ピックアップ型の自動車）及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるもの（オープンカーに幌をかぶせた車やいわゆるサンルーフ等がついた車）は使用できません。 (2) 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの（小型貨物自動車を除く）。 ただし、上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できません。しかし、(1)の場合と異なり上部が開閉できるもの（オープンカーに幌をかぶせた車やサンルーフ等がついた車）であっても使用することができます。走行中開いて使用することはできません。（令 109） なお、車両重量は自動車検査証に記載された車両重量をいいます。

項 目	説 明
11 選挙運動に使用する自動車 (続き)	(3) 乗車定員 10 人以下の乗用自動車で(1)及び(2)に該当しないもの 「乗用自動車」とは、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証の「用途」欄に「乗用」の旨が記載されている自動車です。用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車でも使用できます。 ただし、二輪自動車（側車付のものを含む）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるもの（(1)のただし書き参照）は使用できません。 (4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車（法 141⑥） ①小型とは自動車検査証の「種別」欄が小型となっているもので、貨物自動車とは「用途」欄に貨物と記載されているもの ②軽貨物自動車とは、軽自動車に該当する貨物自動車 これらの車は、乗車定員が 4 人以上 10 人以下でないもの、上面、側面、後面の全部又は一部が開放されているもの、構造上開閉できるものも使用できます。 ※自動車以外の諸車、すなわち自転車（原動機付のものを含む）・荷車・リヤカー等の使用については制限がありません。 5 自動車の車体に看板等を掲示する場合は、「表示板」を提示して出発地を管轄する警察署長の許可を受けてください（道路交通法 56）。この許可に係る書面審査は、山県警察署又は千代田交番で行われますので、あらかじめ確認のうえ審査を受けてください。 自動車に看板等を掲示する代わりに直接車体に記載しても差し支えありませんが、この場合の規格は、枠を記載しないと車体の側板の大きさにより判断されるので注意してください。 6 自動車に乗車できる者は、候補者、自動車の運転手（自動車 1 台につき 1 人に限る）を除いて 4 人を超えることはできません（法 141 の 2）。 なお、自動車に乗車する者（候補者、運転手を除く）は、選管が交付する乗車用腕章を着用しなければなりません（法 141 の 2）。 ※乗車用腕章は、街頭演説において選挙運動に従事する者の腕章としても使用することができます（法 164 の 7）。 7 車上の選挙運動の禁止（法 141 の 3） 主として選挙運動のために使用する自動車の上において選挙運動ができるのは、次の場合のみで、それ以外は禁止されています。 (1) 停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること。

項 目	説 明
11 選挙運動に使用する自動車 (続き)	(2) 連呼行為をすること（法 140 の 2①但書）。 ※(1)・(2)とも午前 8 時から午後 8 時までの間に限ります（法 140 の 2、164 の 6）。 8 公費負担 候補者 1 人につき 1 台分の選挙運動用自動車の使用料を公費で負担します（条例 2）。対象期間は立候補の届出の日から選挙期日の前日までです。また、車両本体以外の費用（看板やスピーカーレンタル代等）は公費負担の対象になりません。 公費負担の対象となる契約には「ハイヤー方式」と「レンタル方式」がありますので、どちらかを選択してください。 <u>(1) ハイヤー方式（タクシー、ハイヤー等）（条例 4(1)）</u> 「一般乗用旅客自動車運送事業者」との運送契約で、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切る方式です。 ア) 自動車を乗り換える等、同日に 2 台以上使用される場合は、候補者が指定する 1 台のみが公費負担の対象となります。 イ) 公費負担額（税込）の計算式は以下のとおりです。 (1 日の契約金額又は 36,300 円のうち少ない方の額) × 使用日数 <u>(2) レンタル方式（条例 4(2)）</u> 「自動車の借入」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。 ①自動車の借入契約 ア) 契約の相手先に規定はなく、知人等から借りることもできますが、候補者と生計を一にする親族との契約（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）は対象になりません。 イ) 自動車を乗り換える等、同日に 2 台以上使用される場合は、候補者が指定する 1 台のみが公費負担の対象となります。 ウ) 公費負担額（税込）の限度額は以下のとおりです。 (1 日の契約金額又は 16,100 円のうち少ない方の額) × 使用日数 ②燃料の供給契約 ア) 選挙運動用自動車以外の自動車（選挙事務所の業務用自動車等）への給油は公費負担の対象になりません。 イ) 自動車を乗り換える等、同日に 2 台以上使用される場合は、候補者が指定する 1 台分が公費負担の対象となります。 ウ) 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担できますが、いずれの業者とも燃料供給契約を締結することが前提となり、2 社合わせた金額を、条例で定める限度額の範囲内で公費負担することとなります。 エ) 公費負担請求時に、給油伝票の写しを添付する必要がありますので、給油時に受け取った伝票を保管してください。 オ) 公費負担額は次の a 又は b の少ない方の金額（税込）です。 a 実際に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 b 7,700 円 × 立候補届け出の日から選挙期日前日までの日数

項 目	説 明
11 選挙運動に使用する自動車 (続き)	③運転手の雇用契約 ア)同日に2人以上雇用される場合は、候補者が指定する1人のみが公費負担の対象となります。 イ)契約期間内であっても自動車を運転をしていない日は公費負担の対象になりません。 ウ)運転手個人との契約に限り公費負担の対象となります。法人との運転手派遣契約は対象となりません。 エ)公費負担額(税込)の計算式は以下のとおりです。 (1日の契約金額又は12,500円のうち少ない方の額)×使用日数 オ)公費負担分を含め、運転手に支給することができる日額は、15,000円以内(基本日額1万円以内、超過勤務手当5千円以内)です(法197の2、令129)。
12 拡声機	1 選挙運動のために使用できる拡声機は一そろいに限ります(法141) ※一そろいとは、マイク1個、アンプ1個スピーカー1個の組み合わせをいい、一体となった拡声機は1台で一そろいです。 2 使用する拡声機には、選管が交付する「表示板」を送話口の下部等、外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません。 ※個人演説会や幕間演説の開催中、その会場で別に一そろいを使用できます。この場合の表示は要しません。
13 選挙運動用通常葉書	1 選挙運動用通常葉書(以下「通常葉書」といいます。)は、立候補の届出の日(3月4日)から選挙期日の前日(3月8日)までの間に限り、候補者1人につき800枚を頒布(郵送)することができます(法142)。 2 通常葉書の郵送は無料(町が負担)ですが、葉書の作成(印刷等)に係る費用は公費負担の対象外です。 3 通常葉書は、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」(立候補届出の際に交付します。)を日本郵便(株)千代田郵便局に提示して交付を受けてください。 なお、手持ちの葉書(私製のもの[料金別納及び料金後納の表示のないもの]を含む)を使用する場合には、前記の証明書を日本郵便(株)千代田郵便局に提示し、「選挙」の表示を受けてください。 この場合、既に購入された手持ちの「郵便葉書」を使用される場合には、郵便料金の還付はありませんので注意してください。「私製葉書」を使用の場合でも、郵送料は無料です。 4 頒布は、通常葉書を郵送する方法によってのみ許されています。従って郵便によらず直接選挙人に手渡すとか、人を使って配布するなど使送によることはできません。

項 目	説 明
13 選挙運動用 通常葉書（続き）	5 差出方法 配達事務を受け持つ日本郵便㈱千代田郵便局の窓口「選挙運動用通常葉書差出票」（差出枚数を記載すること。差出票 1 枚につき 100 枚の通常葉書を出すことができます。）を添えて差し出してください。郵便ポストに投かんすることはできません。 6 差出時期 立候補届出後、上記 5 の窓口、投票日の前日（3 月 8 日）までに配達されるように差し出さなければなりません。 7 通常葉書を書き損じたり、き損したときは、その葉書を日本郵便㈱千代田郵便局に提出すれば、その枚数に限り、別の手持の葉書に「選挙」の表示を受けることができます。 ただし、受取人の住所・氏名の記載が不明等のために配達不能になって返還された葉書は、差し出したものとされ交換することはできません。 8 その他の詳細については「選挙郵便利用のご案内」を参照してください。
14 選挙運動用ビ ラ	1 種類 あらかじめ町選管に届け出た 2 種類以内（法 142） 2 規格 長さ 29.7 cm×幅 21 cm（A4 判）以内（法 142） 3 枚数 1,600 枚（法 142） 4 記載事項 頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人にあっては法人の名称と所在地）を記載しなければなりません。（法 142⑨） 5 記載内容等 制限はなく、個人演説会の告知や、政見の宣伝、直接投票依頼の文言等も記載することができますが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。色刷り、紙質についても制限はありません。 6 証紙 選管交付のビラの証紙をはらなければなりません。（法 142⑦） 7 頒布方法・場所（法 142、令 109 の 6） (1) 新聞折込みによる頒布 (2) 当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 8 公費負担 一定の金額を限度としてビラ作成に係る費用（印刷費、デザイン料など）を町が負担することができます（条例 6、8）。 (1) 無投票となった場合も、告示日までに契約が締結されていたものは、その作成費が公費で負担できます。 (2) 公費負担額の計算は以下のとおりです（税込・1 円未満切上） ○作成単価（契約書に記載の単価又は 7 円 73 銭のうち少ない方） ×作成枚数（1,600 枚を超える場合は、1,600 枚）

項 目	説 明
15 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布	インターネット等を利用した選挙運動は次の 2 つに大別されます 1 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもので、ホームページ、ブログ、SNS（Xやフェイスブック等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）などの手段を用いる選挙運動（法 142 の 3） 2 電子メールを利用する方法 ①有権者は、ウェブサイト等を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動はできません。 ②候補者・政党等はウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。 処罰の対象となる禁止行為 ・ 18 歳未満の選挙運動は禁止（法 137 の 2、239） ・ 有権者は電子メールを利用した選挙運動は禁止、HP や電子メール等を印刷して頒布することは禁止（法 142、243） ・ 選挙運動期間外の選挙運動の禁止（法 129、239） ・ 虚偽事項の公表（法 235）、氏名等を偽って表示（法 235 の 5）、ウェブサイトの改ざんなど（法 225） ※詳細については、総務省 HP をご確認ください。
16 文書図画の掲示	1 選挙運動のため掲示できる文書図画は次のものに限られます。（法 143） (1) 選挙事務所を表示するためのポスター・立札・ちょうちん及び看板の類 (2) 選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するポスター・立札・ちょうちん及び看板の類 (3) 候補者が使用するたすき・腕章・胸章の類 (4) 個人演説会の開催中使用するポスター・立札・ちょうちん及び看板の類 (5) 選管が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（5 号ポスター） 2 掲示違反とみなされる行為 アドバルーン・ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（法 143 条第 1 項第 4 号の 2 の映写等の類を除く）を掲示する行為は禁止されています。 3 文書図画の回覧の制限 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは禁止されています。ただし、主として選挙運動に使用する自動車に取り付けたポスター、立札、看板、ちょうちんの類及び候補者が使用するたすき、胸章の類を着用したまま回覧することは差し支えありません（法 142⑫）。

項 目	説 明
17 選挙運動用 ポスター(5号 ポスター)(続 き)	6 公費負担 一定の金額を限度としてポスター作成に関する費用(印刷費、デザイン料、写真撮影費など)を町が負担することができます。 (条例 9、11) (1) 無投票となった場合も、告示日までに契約が締結されていたものは、その作成費が公費で負担できます。 (2) 公費負担額(税込)の計算式は以下のとおりです。 <u>○作成単価(契約書に記載の単価又は 1,059 円のうち少ない方)</u> <u>×作成枚数(200 枚を超える場合は、200 枚)</u> 7 その他 (1) 写真等を印刷したり、色刷りにすることも差し支えありません。 (2) 規格確認のため、1 枚を事前審査(下見)の際、選管に提出してください。
18 新聞広告	1 広告の回数 選挙運動期間中、候補者の負担で 2 回掲載できます(法 149)。 2 広告の規格 横 9.6 センチメートル以内、縦 2 段組以内で、場所は記事下に限られ、色刷りは認められません(則 19)。 3 広告の内容 内容は原則として自由ですが、虚偽事項・利害誘導等にわたることはできません。 4 掲載の手続 立候補届出の際に選挙長から交付される「新聞広告掲載証明書」(2 枚)を希望する新聞社に原稿とともに提出し、申し込んでください(規則 20)。 ① 候補者の戸籍名(本名)に代えて通称の認定を受けているときは、新聞広告は通称によらなければなりません。戸籍名(本名)での広告はできません(令 89)。 ② 広告が掲載できるのは投票日の前日までに配達されるものに限定されているので、早めに申込みをしてください(法 129、149)。
19 個人演説会	1 候補者は、公営施設又は公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催することができます(法 161、161 の 2)。 2 公営施設とは次の施設をいいます(法 161)。 (1) 学校、公民館(社会教育法第 21 条に規定する公民館) (2) 地方公共団体が管理する公会堂 (3) 町選管が指定する施設 ※(3)の指定施設一覧表は、立候補予定者説明会の際に配付します。 3 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、開催しようとする日前 2 日の午後 5 時までに、選管へ文書をもって申し込まなければなりません(法 163)。

項 目	説 明
19 個人演説会 (続き)	4 申し込む際の注意事項 (1) 公営施設の使用時間（準備や後片付けの時間も含む。）は、1 回について 5 時間を超えることはできません（令 112）。 (2) 中止するときは、直ちに個人演説会開催申出の撤回届を提出しなければなりません。 なお、個人演説会開催申出の撤回の届出をせずに使用しなかった場合は、開催したものとみなします。 (3) 公営施設を使用しようとする場合、同一の施設について、同時に 2 以上の開催申出をしたり、既に申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません（令 112）。 5 公営施設を使用する場合、候補者 1 人につき同一の施設ごとに 1 回に限り無料となります（2 回目から候補者負担）（法 164）。 6 公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、直接施設の所有者等の承諾を得れば開催できます。 したがって立候補の届出当日でも開催できます。 (1) 公営施設を使用するときのような条件は定められていません。 (2) 開催に要する費用は候補者の負担となります。 7 次の場所では、公営施設として使用する場合を除き、個人演説会を開催することはできません（法 166）。 (1) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。） (2) 汽車・電車・乗合自動車・船舶及び停車場その他鉄道地内 (3) 病院・診療所その他の療養施設
20 街頭演説	1 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所で、多数の人に向かってする選挙運動のための演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。）をいいます。 2 街頭演説は、演説者がその場所に止まって、選管の交付する「標旗」を掲げて行わなければなりません（法 164 の 5）。 ※移動しながら街頭演説を行うことはできません。 3 街頭演説ができるのは、午前 8 時から午後 8 時までの間です。 なお、この間においても街頭演説をする者は、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりませんし、学校・病院・診療所その他療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません（法 164 の 6）。 4 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人につき候補者及び運転者 1 人を除き 15 人を超えることはできません。 また、これらの者は、選管の交付する選挙運動従事者の腕章又は乗車用腕章を着用しなければなりません（法 164 の 7）。 5 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することはできますが、ポスター・立札・ちょうちん及び看板の類は使用できません（法 140 の 2, 143）。

項 目	説 明
21 脱法文書の頒布又は掲示の禁止	選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、法第 142 条（文書図画の頒布）又は法第 143 条（文書図画の掲示）の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦、支持、反対する者の名、候補者と同一戸籍内にある者の氏名等を表示する文書図画（あいさつ状など）を選挙区内に頒布又は掲示することができません（法 146）。
22 選挙運動放送の制限	何人も、法に定める場合（国政選挙及び知事選挙のみ）を除くほかテレビ、ラジオ等の放送設備（広告放送・共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して選挙運動をすることはできません（法 151 の 5）。 ※電話による選挙運動は制限されません。
23 文書図画の撤去	選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次のとおり撤去しなければなりません（法 143 の 2、178 の 2）。 1 選挙事務所を表示するために使用したものは、選挙事務所を廃止したとき直ちに。 2 選挙運動用自動車に取り付けて使用したものは、当該自動車の使用をやめたとき直ちに。 3 個人演説会開催中使用したものは、当該演説会が終了したとき直ちに。
24 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	告示前に、政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又は氏名類推事項を記載された者が当該選挙区の行われる区域において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙の行われる区域において当該ポスターを撤去しなければなりません（法 201 の 14）。

（参考）政治活動用ポスターの掲示の制限

政治活動用ポスター等の文書図画が、選挙前の一定期間は掲示が制限されます。

（法 143 ⑯）

★掲示禁止の対象となるポスター

- (1) 当該選挙の候補者等の個人の氏名又は氏名類推事項を表示したもの
- (2) 当該選挙の候補者等の後援団体の名称を表示したもの

★掲示が禁止される期間

- (1) 任期満了による選挙～任期満了の日の 6 月前の日から選挙期日まで
- (2) 上記以外の選挙 ～選挙事由の発生を告示した日の翌日から選挙期日まで

第 4 選挙後の問題

項 目	説 明
1 当選人	1 議員の選挙は、有効投票の最多数を得た者から順に当選人とします。ただし、法定得票数を得ていなければなりません。 同数のときは、選挙会で選挙長がくじで定めます。(法 95)。 ◎ <u>法定得票数の計算方法</u> <u>$[\text{有効投票の総数} / \text{議員定数}(12 \text{ 人}) \times 1 / 4]$以上</u> 2 当選人は、選挙期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失います(法 99)。 3 当選人で、法律の定めるところにより兼職禁止の職にある者がその当選の告知を受けた時は、その日に職を辞したものとみなされます(法 103 ①)。 4 当選人で、地方自治法第 142 条(請負人等となることの禁止)に規定する関係を有する者は、当選の告知を受けた日から 5 日以内にそれぞれ同条に規定する関係を有しなくなった旨を選管に届け出なければ当選を失います(法 104)。
2 供託物の返還	1 一定の得票者の供託物は、返還されます。得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収されます(法 93、令 93)。 2 供託物の返還を求めるための証明書等は、3 月 24 日以降に(訴訟の提起期間経過後)に交付します。 ◎ <u>供託物の没収点の計算方法</u> <u>$[\text{有効投票の総数} / \text{議員定数}(12 \text{ 人}) \times 1 / 10]$</u>
3 選挙期日後の挨拶行為の制限	1 何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で、次の行為をすることはできません(法 178)。 (1) 戸別訪問 (2) 文書図画の頒布又は掲示(自筆の信書及び当落に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法による頒布を除く。) (3) 新聞又は雑誌の利用 (4) 放送施設の利用 (5) 当選祝賀会その他の集会の開催 (6) 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為 (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩くこと ※「自筆の信書」とは、発信人本人の肉筆による信書であって封書・葉書等を問いません。①活版・複写等によって複製したもの ②署名のみ自筆するもの ③口述して他人に代筆させたものは、自筆の信書には含みません。

第 5 寄附の禁止

項 目	説 明
1 公職の候補者等の寄附の禁止	1 候補者等は、選挙に関する否とを問わず、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義であっても寄附をしてはいけません。(法 199 の 2) ★違反になる一例 ○出産・入学・卒業・就職などのお祝いにお金や物品を贈ること ○お祭りや会合のときお金を寄附したり、お酒などを届けること ○葬式の際、香典や花輪・供物などを贈ること 例外は、政党等又は親族に対してする場合及び候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合は禁止されていません。 ただし、食事の提供、食事の実費補償及び任期満了前 90 日から選挙の期日までの間は、必要やむを得ない実費の補償も禁止されます。 2 当該公職の候補者等以外の人、いかなる名義をもつてするを問わず、候補者等を名義人とする寄附を、当該選挙区内にある者に対して行うことは禁止されます(法 199 の 2)。 3 何人も、候補者等に対して、上記により禁止される寄附を勧誘し、求めてはなりません(法 199 の 2)。
2 候補者等の関係会社等の寄附の禁止	候補者がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはいけません。ただし、政党その他の政治団体に対する寄附は禁止されません(法 199 の 3)。
3 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	候補者等の氏名が表示(類推される場合も含む。)されている団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対していかなる名義をもつてするを問わず寄附してはなりません。ただし、政党その他の政治団体又は候補者等に対する寄附は禁止されません(法 199 の 4)。 ①「候補者等」とは、候補者又は候補者となろうとする者(現に公職にある者を含む。) ②政治資金規正法により、会社等の団体が候補者等に寄附をすることは禁止されています。
4 後援団体に関する寄附等の禁止	1 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず寄附をすることができません。例外は、政党等又は候補者等に対する寄附及びその団体の設立目的により行う事業に関してする寄附(花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するもの及び任期満了前 90 日から選挙期日までの

項 目	説 明
4 後援団体に関する寄附等の禁止 (続き)	間に行われるものを除く。)は禁止されません(法 199 の 5)。 ※「後援団体」とは、政党その他の政治団体で特定の候補者等の政治上の主義施策を支持し、又はそれらの者を推薦し若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいう。 2 何人も、後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含む。)又は後援団体が行う見学・旅行その他の行事においては、一定期間(任期满了前 90 日から選挙の期日までの間)その選挙区内にある者に対し、饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはいけません。 3 候補者等は一定期間(任期满了前 90 日から選挙の期日までの間)自分の後援団体に対し寄附することはできません(ただし、政治資金規正法に基づき自ら指定した資金管理団体に対する寄附を除く。)
5 特定の寄附の禁止	地方公共団体と次のような特別の関係がある者は、当該選挙に関し、寄附してはなりません(法 199)。 (1) 当該地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者 (2) 会社その他の法人が融資を受けている場合に、その融資を行っている者がその融資について、当該地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受けた場合に、その融資を受けている会社その他の法人(交付決定の日から 1 年を経過している場合は禁止されません。)
6 特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止	1 何人も、選挙に関し、前記 5 の地方公共団体と特別の関係がある者に対して寄附を勧誘し又は要求することが禁止されています(法 200 ①) 2 何人も、選挙に関し、前記 5 の地方公共団体と特別の関係がある者から寄附を受けることができません(法 200 ②)。

第 6 選挙運動に関する費用

項 目	説 明
1 支出金額の制限額	選挙運動に関する支出金額の制限額は、選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数を基礎として計算されます。この制限額は、3 月 4 日に告示するとともに、立候補届出の際にお知らせします（法 194、196、令 127、128）。 ◎選挙運動費用の支出金額の制限額の計算方法 <u>法定制限額＝選挙人名簿登録者数／議員定数×人数割＋固定額</u> 【選挙人名簿登録者数／12 × 1,120 円＋900,000 円】
2 出納責任者の職務	選挙運動の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であり、出納責任者は選挙運動費用について全面的な責任と権限を有します。 したがって、出納責任者は、立候補と同時に選任して届け出る必要があります。出納責任者の届出がなければ、選挙のために寄附を受け、又は支出することができません（法 184）。 出納責任者の地位及び職務の主なものを挙げると次のとおりです。 1 選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でなければならないこと（法 187）。 ◎例外 ・立候補準備に要した支出 ・電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出 ・出納責任者の文書による承諾を得た者がする支出 2 会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること（法 185）。 3 選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴すること（法 188）。 ※天災地変のための連絡の途絶、相手方の死亡や通常領収書を発行しない慣行である電車、バス等の乗車券の場合は、領収書を徴収しなくてもよい。 4 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日後 15 日以内（3 月 24 日まで）に選管へ報告すること。（法 189） 5 上記 4 の報告後になされた寄附その他の収入及び支出については、寄附その他の収入及び支出がなされた日から 7 日以内に収支を選管に報告すること（法 189）。 ※選管は、報告書の内容について調査する必要があるとき、候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる（法 193）。

項 目	説 明
2 出納責任者の職務（続き）	6 出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた場合、寄附の明細書を受理すること（法 186）。 ◎寄附の明細書に記載すべき事項 (1) 寄附者の氏名 (2) 寄附者の住所 (3) 寄附者の職業 (4) 寄附の金額及び年月日 7 会計帳簿及び書類の保存(3 年間)をすること（法 191）。 8 立候補準備のために要した支出について、出納責任者は、その就任後直ちに候補者又は支出者について精算しなければならない（法 187②）。
3 支出限度額の決定	出納責任者を選任した者は、文書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者と共に署名押印しなければなりません（法 180 ②）。
4 会計帳簿の整備	出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出について記載しなければなりません。 この会計帳簿の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙公正の原則により、資金を公開することが目的であり、記載事項は次のとおりです（法 185）。 1 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。） 2 上記 1 の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額）及びその年月日 3 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。） 4 上記 3 の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日
5 会計帳簿の記載要領	出納責任者は、上記の会計帳簿を備付け、これに選挙運動に関する収支のすべてを記載しなければなりません。したがって、これに記載された内容をそのまま収支報告書に転記して前述 2 の 4 の期限（3 月 24 日）までに提出していただくことになります。 ○収入簿 収入簿に記載する事項は、上記 4 の 1 及び 2 のとおりです。 ○支出簿 (1) 支出簿に記載する事項は、上記 4 の 3 及び 4 のとおりです。 (2) 支出は、「立候補準備」と「選挙運動」の 2 科目を設けて記載しなければなりません。

項 目	説 明
5 会計帳簿の記載要領（続き）	支出関係について、選挙運動用費用を分類して費目ごとに説明します。 規則様式第三十号（支出簿）の備考では、次の 10 項目に分類していますのでこの分類によって例示しますと、 1 人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員及び手話通訳者に対する報酬が考えられます。 2 家屋費 (1) 選挙事務所費：事務所借上料のほか、机など備品の借上料及び電話架設費などが考えられます。 ※候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは、選挙運動費用に算入する必要はありません。 (2) 集会会場費：主として個人演説会場の借上料が考えられます。 3 通信費 電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便等に要する費用です。 なお、電話架設料は、選挙事務所費に計上してください。 4 交通費 運動員・事務員等、労務者に対する車賃等の実費弁償です。友人等が好意的に自動車等に乗せてくれた場合でも時価に見積もり、収入及び支出の双方に加算しなければなりません。（候補者分は原則として選挙運動費用とみなされません（法 197）。） 5 印刷費 選挙運動用ポスター、ビラ、葉書等の印刷費（公費負担分を含む）が考えられます。 6 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び新聞広告等の費用です。 7 文具費 紙、筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品等の費用です。 8 食料費 法律上許された、選挙事務所で提供する湯茶・菓子及び選挙運動員、労務者に対して支給する弁当料等です。 9 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用です。 10 雑費 ガス代、電気代等の光熱水費等です。 以上 10 項目について大体の輪郭を説明しましたが、選挙運動用費用はこれだけとは限りませんから、適宜に上の 10 項目にあてはめて支出簿に記載してください。労務・資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入するとともに、支出についても同額を該当費目に記載してください。なお、会計帳簿の記載については、立候補届出関係記載例（23 ページ～）を参照してください。

項 目	説 明
6 収支報告書の記載及び提出	1 報告書の記載要領 先に記述しました会計帳簿（記載）の内容を、選挙運動費用収支報告書（立候補予定者説明会の際に配付する様式を使用してください。記載例＝26 ページ～）にそのまま転記すればよいわけですが、次の点に注意し、月日を追って記載してください。この場合、必ず前述の各費目ごとに小計を算出し、これに件数を附記し併せて合計額を記入してください。 (1) 収入の部においては、1 件 1 万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、1 件 1 万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。 なお、寄附については、1 件 1 万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。 (2) 「種別」欄には、「寄附」又は「その他の収入」の別を明記してください。 (3) その他の点については、収入簿記載例中、備考（23 ページ）を参照してください。 (4) 支出の部については、支出費目別に月日を追って記載してください。 (5) 支出の部中「区分」欄には、「立候補準備」のために支出した費用と「選挙運動」のために支出した費用との区分を明記してください。 (6) 支出の部中「支出の目的」欄には、支出の目的及び員数等を記載してください。 (7) その他の点については、支出簿記載例中、備考（24～25 ページ）を参照してください。 (8) 収入の部中「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」及び支出の部中「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、員数その他金銭見積の根拠を記載してください。 2 報告書の提出 (1) 選挙期日の告示の日前まで、選挙期日の告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙期日から 15 日以内(3 月 24 日まで)に第 1 回分として提出してください(法 189)。 (2) 上記(1)の届出後において、寄附及びその他の収入並びに支出があったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、その日から 7 日以内に第 2 回分として前回の合計額に加算して提出してください（法 189）。第 3 回分以降も同様です。 (3) 報告書の提出部数は、1 部です。

項 目	説 明
7 収支報告書の添付書類	報告書を提出するときは、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これらの書類が徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」並びに金融機関が作成した振込明細書の写し及び「振込目的に係る支出目的書」）を添付しなければなりません(法 189)。
8 選挙運動費用に算入されないもの	選挙運動に要した費用は、原則的には、すべて選挙運動費用の中に計算されるのですが、次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないことになっていますので、記載する必要はありません(法 197)。 1 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの 2 候補者として届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの 3 候補者が乗用する車・バス・タクシー等のために要した支出 4 選挙期日後において残務整理のために要した支出 5 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料 6 主として選挙運動のために使用する自動車のために要した費用（公費負担となったハイヤー代やレンタル代（自動車借入、燃料、運転手代を含む） 7 供託金 また候補者の日常生活と密接な関係にある費用は、選挙運動費用から除外されています。例えば、前記 5 の 2 に書いたように「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき」などは、費用に加算しなくてよいとされています。
9 実費弁償、報酬	選挙運動員に従事する者（選挙運動員）に対して支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償、並びに選挙運動に従事する者（事務員、車上等運動員、手話通訳者に限る）に対して支給することができる報酬及び実費弁償は、選挙運動費用を膨大にしないために一定の制限が設けられています。 1 「労務者」とは、単純な機械的労務、例えば葉書のあて名書きや発送、看板の運搬、ポスターはり、自動車の運転等を行い労務の対価を得る者をいいます。 2 「事務員」とは、選挙に関する事務に従事する者として雇い入れた者で、選管に届け出た者に限ります。 3 「車上等運動員」とは専ら選挙運動用自動車上での選挙運動のために使用する、いわゆる「うぐいす嬢」のように連呼行為等のために雇い入れた者で選管に届け出た者に限ります。

項 目	説 明
9 実費弁償、報酬（続き）	4 「手話通訳者」とは手話通訳を本務として雇いいれられた者で、選管に届け出た者に限ります。
選挙運動員・事務員・車上等運動員・手話通訳者・労務者に支給できる報酬及び実費弁償の最高額一覧表（いずれも 1 人当たりの額で、次の表の額以内で支給できます。）	

区 分		報酬	実費弁償			
			車賃等	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給できない。	鉄道賃、船賃、車賃とも 路程に応じた実費額	1 夜につき 12,000 円 (食事料 2 食分を含む)	・1 食につき 1,000 円 ・1 日につき 3,000 円 (弁当を提供した場合は実費を差し引いた額を支給)	1 日につき 500 円
	選挙運動のために使用する事務員 (届け出た者)	1 日につき 10,000 円 超過勤務手当は支給できない。				
	車上等運動員・手話通訳者 (届け出た者)	1 人 1 日につき 15,000 円 超過勤務手当は支給できない。				
労 務 者 (葉書の宛名書き及び 発送、看板の運搬、自動車の運転など) (届出は不要)		・基本日額 10,000 円以内 超過勤務手当 上記の 5 割以内 (弁当を提供した時は実費を差し引いた額を支給)	上記に同じ	1 夜につき 10,000 円 (食事料を含まない)	支給できない	支給できない
10 帳簿及び書類の保存		出納責任者は、会計帳簿・明細書及び領収書その他の支出を証明する書面を、選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出の日から 3 年間保存しなければなりません(法 191)。				

選挙運動用ポスターの印刷上の留意点

1 選挙運動用ポスターに記載しなければならない事項

- (1) 掲示責任者の氏名及び住所
- (2) 印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所

2 具体的な記載方法

(1) 掲示責任者の記載について

掲示責任者の氏名、住所をポスターの表面に必ず記載しなければならない。

この場合「掲示責任者」の文字を必ず記載し、「氏名」「住所」を記載すること。

（記載例） 掲示責任者 丙野太郎 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(2) 印刷者の記載について

（1）と同様にポスターの表面に「印刷者」の文字を必ず記載し、印刷者の「氏名（法人にあっては名称）」「住所」を記載しなければならない。

なお、次の点は特に注意すること。

① 印刷者が法人の場合

「〇〇印刷株式会社」又は「有限会社〇〇印刷所」のように必ず「株式会社」「有限会社」の文字を記載すること。

（記載例） 印刷者 〇〇印刷株式会社 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

② 印刷者が個人の場合

「〇〇印刷所」のような記載でなく「個人の氏名」を記載すること。

（記載例） 印刷者 乙野次郎 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(3) 過去の誤載例

項 目		誤	正
「掲示責任者」の文字の記載		「責任者」「掲示者」	「 <u>掲示責任者</u> 」
「印刷者」の文字の記載		「印刷所」「印刷責任者」 「印刷」「製作・印刷」	「 <u>印刷者</u> 」
印刷者の氏名の記載	印刷者が個人	「〇〇印刷（所）」	「 <u>個人の氏名</u> 」を記載する。
	印刷者が法人	「〇〇印刷（所）」	「 <u>株式会社</u> 〇〇印刷（所）」 「〇〇印刷 <u>株式会社</u> 」 「 <u>有限会社</u> 〇〇印刷」